



平成 30 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 福山通運株式会社  
代表者名 取締役社長執行役員 小丸 成洋  
(コード番号 9075 東証第 1 部)  
問合せ先 専務執行役員 江藤 洋  
(TEL. 084-924-2000)

## 「株式付与 E S O P 信託」導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 本制度の導入について

(1) 従業員のグループへの帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを目的として、本制度を導入します。

(2) 本制度では、株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。

E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。

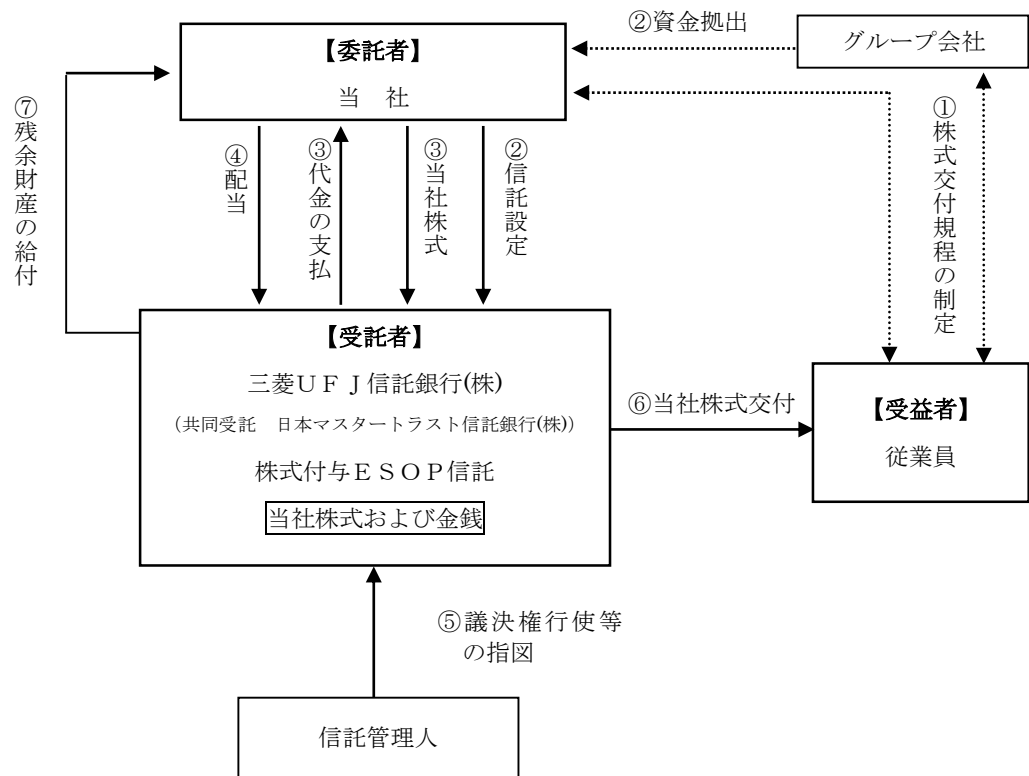
なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社および当社グループ会社が拠出するため、従業員の負担はありません。

(3) E S O P 信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(※) 本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 4,814,907 株 (平成 29 年 10 月 1 日現在)のうち、153,000 株 (584 百万円) を E S O P 信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付開示しております「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社および当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、グループ会社から拠出を受けた金銭を併せて信託し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE S O P信託を設定します。
- ③ E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ E S O P信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます。
- ⑦ E S O P信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、E S O P信託内の株式数が従業員へ付与した累積ポイントに対応した株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E S O P信託に追加で金銭を信託することがあります。

## 【ご参考】

### ●信託契約の内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                          |
| (2) 信託の目的    | 当社および当社グループ会社従業員に対するインセンティブの付与                     |
| (3) 委託者      | 当社   |
| (4) 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)        |
| (5) 受益者      | 当社および当社グループ会社従業員のうち、受益者要件を充足する者                    |
| (6) 信託管理人    | 当社と利害関係のない第三者                                      |
| (7) 信託契約日    | 平成30年3月2日  |
| (8) 信託の期間    | 平成30年3月2日～平成35年8月31日（予定）                           |
| (9) 制度開始日    | 平成30年4月1日  |
| (10) 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| (11) 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| (12) 取得株式の総額 | 584百万円   |
| (13) 株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得                                  |

### ●信託・株式関連事務の内容

- |          |  |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、ESOP信託の受託者となり信託関連事務を行います。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。       |

以 上